

共生ホームあかり 指定認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杜の舎が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 共生ホームあかり
- 2 所在地 群馬県太田市東長岡町1829-1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、従業員数については、厚生労働省令で定める指定基準以上の配置とし、事業規模に応じて常勤換算方法によるものとする。

(1) 管理者 1名以上（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する協力医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 3名以上（常勤・非常勤）

介護従事者は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の支援
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中でのレクリエーション等の機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成等)

第8条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

(利用料等)

第9条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

- (1) 食材料費 900円/日 (1ヶ月 約27,000円)
(朝200円・昼300円・夕300円・おやつ100円)
- (2) 家賃 800円/日 (1ヶ月 約24,000円)
- (3) 光熱水費 550円/日 (1ヶ月 約16,500円)
- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 サービスの対象者は、要介護者等であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷・他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の持続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者及び家族に対する説明・記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第14条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第15条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応策)

- 第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連

絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所は、全ての介護従業員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録・帳簿を整備する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人杜の舎と事業所の管理者との協議により、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月26日改正し、平成24年11月1日より施行する。

この規程は、平成28年7月28日改正し、平成28年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月30日改正し、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年3月22日改正し、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年10月20日改正し、令和5年10月20日より施行する。

この規程は、令和6年3月22日改正し、令和6年3月22日より施行する。